
社会保険・労働保険のオンライン申請の拡充 及びバックヤード連携について

平成29年4月20日
厚生労働省

目次

- 1, 社会保険・労働保険のオンライン申請の拡充・・・P2 ~ P8
- 2, バックヤード連携による申請負担の軽減・・・・・・・・P9・P10

前提：現行においても、労働基準監督署、ハローワーク、年金事務所への申請について、e-Gov電子申請システムからワンストップでオンライン申請が可能。しかしながら、企業が反復・継続的に利用する社会保険・労働保険関係(14手続)において、申請数1億4,500万件のうち、電子媒体を含む電子申請は6,600万件[45%]、オンライン申請の利用は1,400万件[9.6%] (H27年度) と低迷

参考：国税の手続については、申請数3,200万件のうち、オンライン申請の利用は1,800万件[58%] (H27年度)

基本的考え方 デジタルファーストの原則に立ってオンライン申請利用率の大幅な改善を図る

1 ユーザビリティの問題

【課題 1】 社会保険・労働保険各手続における申請方法が統一化されておらず、e-Govのwebサイトによる申請に手間がかかる
各手続き毎に申請データを作成することに時間がかかる

【対処方針】 外部連携APIソフトによる申請の普及促進・ユーザビリティの向上

APIソフトの更なるユーザビリティの向上

- ・ APIソフト用のテスト環境の整備を検討
- ・ 年数回程度であったソフトウェアベンダー団体との協議について、開催頻度を上げて実施
- ・ APIソフトの機能改善について手続を行う企業側からのニーズを把握

(参考) APIソフトを用いることにより、オンライン申請に係る利便性が以下のとおり高まる

- ア 人事・労務会計ソフトウェア等に入力してあるデータを用いて、そのままオンライン申請可能
- イ ソフトウェアの操作と、e-GovのWebサイトの操作を往復せずに済み、OSの制約も無くなる (windows以外でも対応可)
- ウ プログラムにて反復動作の組み込みが可能のため、大量・反復的な申請の際に大幅な作業負担の軽減が見込める

申請時間が60%削減されたとの声あり

1 つづき

【課題 2】 企業が従業員の申請を代理する手続きについて、同意を得ていることを証する書類を付すことが手間

【対処方針】

同意を得ていることを証する**従業員本人の押印・署名の添付省略** 例：育児休業終了時の報酬月額変更届
育児休業・介護休業・高年齢雇用継続給付
上記の他にも必要性を精査の上、**添付省略の更なる削減**を推進

【課題 3】 電子証明書の取得が手間

法人認証による電子署名のほか、公的個人認証（マイナンバーカード）による電子署名が可能となったが、認知度が低い。

公的個人認証は事業主のものを用い、代理申請者を指定する届出を行うことで、労務担当者等の認証で申請可能となるが、当概代理の届出の添付が必要。

（例：雇用保険「事業主が指定する者に係る電子証明書の利用届」を申請毎PDF添付
社会保険「健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届」を一度、年金事務所へ提出）

【対処方針】

関係省庁と連携してマイナンバーカードの普及を図るとともに、**公的個人認証（マイナンバーカード）による申請が可能であることを周知**

今国会に提出されている「電子委任状の普及の促進に関する法律案」による**電子的な代理委任の活用**

APIソフトを活用したオンライン申請について

APIソフトを利用することにより、既に利用していた人事・労務管理のデータを用いて、申請に必要な添付書類が自動作成され、申請ごとに添付書類を作ることなくワンクリックでオンライン申請が可能になる

企業活動における 通常の人事・労務管理

給与計算データ



人事管理データ



その他の
データをファイリング

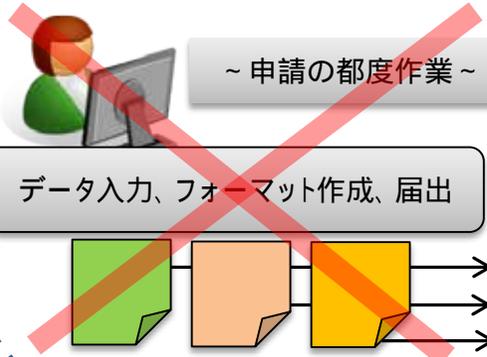


API対応 人事・労務管理
ソフトウェア



申請ボタン

従業員情報を
データで一括管理



~ 申請の都度作業 ~

データ入力、フォーマット作成、届出

社会保険・労働保険

雇用保険

労働保険

社会保険

- ・資格取得届
- ・資格喪失届
- ・氏名変更届
- ・報酬月額算定基礎届
- ・賞与支払届
- ・概算・増加概算・確定
保険料申告書 等

ワンクリック
で一括申請

2 オンライン申請によるメリットが少ない

【課題】 24時間365日受付・いつでもどこでも申請可能（送料・持ち込みの交通費負担の削減）というメリットがあるが、紙による申請でも手数料負担を求めているため、オンライン申請のコスト面でのメリットが薄い
社会保険の算定基礎届等の手続では、ターンアラウンド電子媒体を利用した電子申請（年金機構から事業所に送る電子媒体にあらかじめ被保険者情報が入力されており、事業主は報酬額など最低限の事項のみ追加入力して返送すればよいもの）が浸透

【対処方針】

電子媒体での申請を含めた業務フローの可視化・行政における処理時間の短縮

当面の間は、標準処理時間を設定する等電子申請での受付分を紙の申請分よりも優先的に処理

事業主などのユーザーの意向やニーズを把握したうえで、オンライン申請のみでなく、電子媒体を含む電子申請の活用も視野に入れ検討

ハローワークにおいては、準備の整った地区から、オンライン申請の審査を行う専門の事務センターを設け、処理の迅速化を実施【H28年末現在 14都道府県で実施：今後順次拡大】

日本年金機構においては、すでに事務センターで集中的に処理を行う体制を構築済み

3 社会保険・労働保険手続のオンライン申請の認知度が低い

【課題 1】 オンラインで申請が可能であることの認知度が低い

【対処方針】

全ての年金事務所・ハローワーク等の申請窓口にてリーフレットや申請端末を設置し、窓口の職員から電子申請の利用を促すようデジタルファーストの原則に立って組織をあげた利用勧奨を実施

企業への直接訪問や事業者団体に対する働きかけ

【課題 2】 e-Govの機能にかかる操作方法についてはe-Govヘルプデスクに照会可能であるが、社会保険・労働保険のオンライン申請の手続きの照会は、照会先が分かれている。
また、問い合わせ窓口によって対応が異なる。

【対処方針】

社会保険・労働保険手続一連の一括したオンライン申請対応専用の統合的なコールセンターの設置を検討
窓口職員の電子申請に関する研修を徹底

一括申請(グループ申請)とは

共通する記載項目のある手続きを同時期に行う場合に、記載項目の重複入力を省略した上でまとめて申請を行うことができる e-Gov の機能。

社会保険関係手続きにおいては、9つのグループで、まとめての申請が可能となっている。

例) 新たに事業所を設置した場合

「労働保険」、「雇用保険」、「健康保険、船員保険及び厚生年金保険」の届出が必要。

この際に、e-Govの一括(グループ)申請機能を用いると

「申請者・届出者に関する情報(氏名、法人・団体の名称、住所等)」、

「連絡先に関する情報(氏名・住所等)」を最初の一つの手続画面で入力し

「全ての基本情報に適用」ボタンをクリックすると残りの二つの手続に複写される。

個別に入力が必要なのは手続画面の最後の「提出先の選択」のみ

(参考) e-Gov電子申請 一括申請(グループ申請)について

例: 法人設立時の「事業(所)の新規適用」に関する手続

step.1 手続選択 >> step.2 基本情報 >> step.3 申請入力 >> step.4 申請意思 >> step.5 到達確認

終了する 

基本情報入力

申請者・届出者および連絡先に関する情報などの基本情報を入力してください。複数の申請を一度に行う場合は、全ての手続に基本情報を入力してください。

 手順を表示

操作の手順を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください。

申請一覧

ガイドンス 

申請届出する手続の基本情報を入力してください。

項番	手続名
1	健康保険・厚生年金保険新規適用届、船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届／電子申請
現在入力中の手続です 	
2	雇用保険の事業所設置の届出(平成28年1月以降手続き)／電子申請
この手続の情報を <input type="text" value="入力する"/> 	
3	労働保険関係成立(継続)(グループ申請)／電子申請
この手続の情報を <input type="text" value="入力する"/> 	

基本情報の入力

現在選択中の手続について、基本情報を入力してください。左側申請一覧で【現在入力中の手続です】と表示されている手続が、現在選択中の手続です。

ファイルから読込 

ファイルに保存 

全ての基本情報に適用 

■ 申請者・届出者に関する情報

氏名(法人・団体の場合は代表者氏名)

氏名の漢字・フリガナを入力する際には、姓と名の間に全角スペースを入力してください。

漢字 **必須** <全角256文字以内>

フリガナ **必須** <全角256文字以内>

法人・団体の名称

漢字 <全角256文字以内>

「事業(所)の新規適用」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険新規適用届、船員保険・厚生年金保険
新規適用船舶所有者届
雇用保険の事業所設置の届出(平成28年1月以降手続き)
労働保険関係成立(継続)(グループ申請)

「事業(所)の所在地又は名称等の変更」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地名称変更(訂正)届(管轄
内)(管轄外)、船員保険・厚生年金保険船舶所有者氏名(名称)住所(所
在地)変更届(管轄内)(管轄外)
雇用保険の事業所の各種変更届出(平成28年1月以降手続き)
労働保険名称、所在地変更(グループ申請)

「事業主の代理人の選任又は解任」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届
雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届
労働者災害補償保険代理人選任・解任届
労働保険代理人選任・解任(グループ申請)

「被保険者の氏名変更」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生
年金保険被保険者氏名変更訂正届
雇用保険被保険者氏名変更届(平成28年1月以降手続き)

「被保険者の資格取得・転勤」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保
険被保険者資格取得届
雇用保険被保険者資格取得届(平成28年1月以降手続き)
雇用保険被保険者転勤届(平成28年1月以降手続き)

「退職に関する手続(定年退職後はもう雇用しないという場合)」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金
保険被保険者資格喪失届(再掲)
雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付なし)(再掲)(平成28年1
月以降手続き)

「被保険者の資格喪失」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金
保険被保険者資格喪失届
雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付なし)(平成28年1月以降
手続き)

「事業所の廃止」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届、船員保険・厚生年金保
険不適用船舶所有者届
雇用保険の事業所廃止の届出(平成28年1月以降手続き)

「退職に関する手続(定年退職後も自社で再雇用する場合)」に関する手続の一覧

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金
保険被保険者資格取得届(再掲)
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金
保険被保険者資格喪失届(再掲)
雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇
用継続給付受給資格確認(平成28年1月以降手続き)
雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇
用継続給付受給資格確認・高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本
給付金・高年齢再就職給付金)の申請(初回申請)(平成28年1月以降
手続き)

《基本的な考え方》

デジタルファーストの原則に基づき、オンライン申請によるワンストップ化を進めつつも、マイナンバー制度の基盤を活用して行政機関間のバックヤードでの連携をすることで、**届出自体や添付書類の省略を進め、申請負担の軽減を図る。**

【届出の省略】

今後、マイナンバー制度の活用により、これまで被保険者が事業主経由で日本年金機構に提出していた氏名・住所変更届などの提出が不要になる。また、資格取得届等への住所の記載も不要となる。

【添付書類の省略】

法人番号による情報連携により法人設立時の登記事項証明書の添付省略が可能になる。（次頁参照）

今後、マイナンバー制度の情報連携により、現在事業主経由で行っている社会保険の手続について、住民票や非課税証明書などの添付省略が可能になる。

（例）

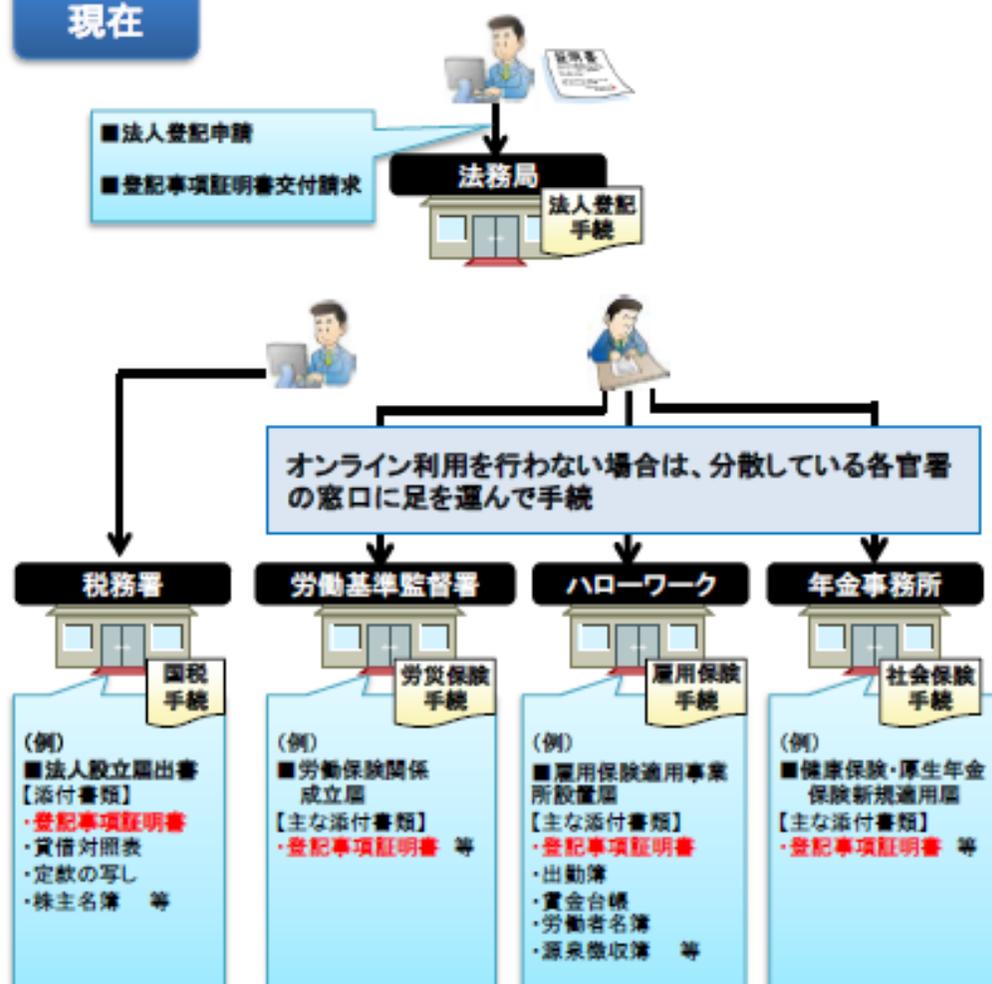
- ・国民年金第三号被保険者の資格取得の届出の認定
- ・健康保険被保険者の被扶養者の認定
- ・健康保険被保険者の特定疾病対象療養に係る認定（ ）
- ・健康保険被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定（ ）
- ・雇用保険被保険者の介護休業給付の支給決定

（ ）原則被保険者が医療保険者に対して申請を行うが、事業主を経由して申請を行うことも可能。（但しその場合は被保険者の意思表示が必要。）

(例) 登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化

<概要>
企業が活動しやすいビジネス環境整備を図るため、法人設立等関係手続における手続の簡素化及び迅速化に取り組む。
(手続の際の登記事項証明書の添付省略、法人設立登記手続の迅速化及びオンライン手続の利用促進等)

現在



将来 (H32年度以降)

